

船教ス第731号  
令和6年9月6日

各中学校体育施設開放運営委員会 会長 様

船橋市教育委員会  
生涯スポーツ課長

体育館及び武道室へ設置される空調設備の使用に伴う  
運用指針の作成及び報告書の提出等について

日頃から、学校体育施設開放事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、近年の平均気温の上昇による夏季の熱中症予防対策等のため、市内各中学校の体育館及び武道室への空調設備設置工事を今年度実施し、先般全ての中学校において使用開始となりました。

この空調設備につきましては、学校体育施設開放事業においても試行的に無料で使用が可能な見込みとなっております。

これに伴い、各団体が使用するにあたっての運用指針等を下記の通り作成いたしましたので、ご確認いただき、各団体に周知していただきますようお願いいたします。

また、使用方法等について不明な点がございましたら、学校に確認の上、適切にご使用くださいますようお願いいたします。

記

1. 船橋市学校体育施設開放空調設備運用指針

- ・空調設備の使用方法や注意事項等を記載しておりますので、必ずご確認の上、各団体に周知していただきますようお願いいたします。

2. 【開放団体用】空調設備使用報告書

- ・空調設備の使用状況等を把握するため、使用毎に記入してください。
- ・報告書はファイル等に挟み、各体育館及び武道場の空調設備のリモコン付近に設置してください。設置場所については、学校と相談してください。
- ・報告書の記入漏れ、空調設備の消し忘れがないよう、各団体に周知徹底をお

願います。

なお、先日お送りいたしました、空調設備の暫定的な使用方法等についてのご案内から変更はございません。

### 3.【運営委員会用】空調設備利用状況報告書

- ・【開放団体用】空調設備使用報告書を取りまとめていただき、四半期毎に生涯スポーツ課にご提出くださいますようお願いいたします。  
提出時期が近づいてまいりましたら、再度依頼させていただきます。

なお、運用指針等につきましては、下記市ホームページにも掲載いたしますので、併せてご確認ください。

市ホームページ：『学校体育施設の開放（運動場・体育館等）※令和6年度登録団体（随時受付中）』

URL：<https://www.city.funabashi.lg.jp/gakushu/006/p009843.html>

問合せ先

生涯スポーツ課

担当 飯尾・行木

TEL 436-2912